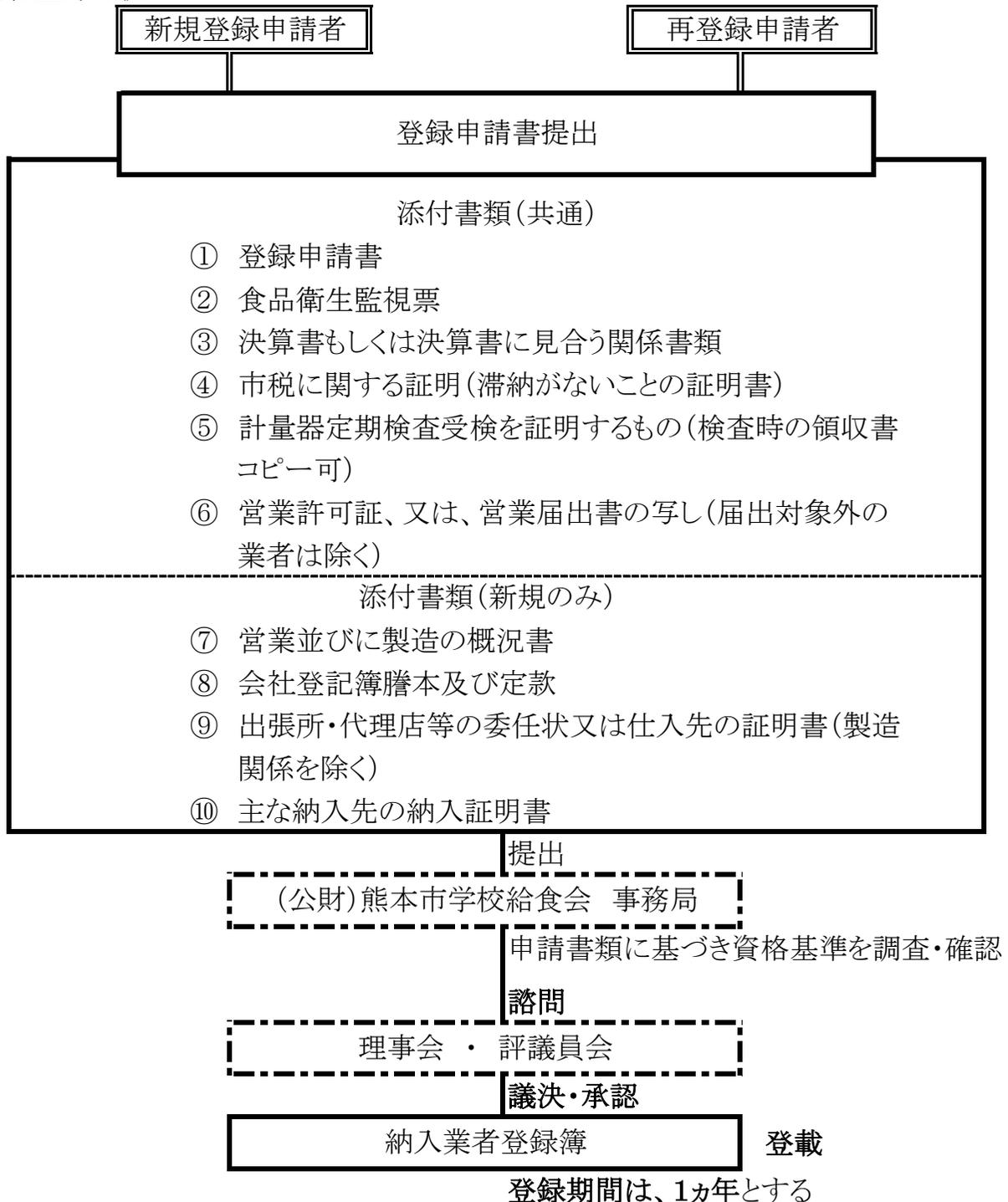


学校給食用物資納入業者の登録について

物資取扱い規程第2条

給食用物資の適正円滑な供給の方法は、学校給食に要する諸物資を納入する業者として本会に登録された者(登録業者)から購入する方法によるものとする。

1 業者登録の流れ



※ 身分、業務内容、その他申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を書面にて理事長に届け出て、承認を得なければならない。